

川越市障害者等相談支援事業業務委託仕様書

1 目的

本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に基づき、障害者等（障害児、障害者及び難病患者等をいう。以下同じ。）が、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者の保護を行う者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うことを目的とする。

2 事業内容

障害者等の相談支援にあたり、以下の各号に掲げる業務を実施するものとする。ただし、第9号及び第10号に掲げる業務を実施する者は業務管理者に限る。

(1) 福祉サービスの利用支援

（福祉サービスの情報提供、申請援助、利用支援等）

(2) 社会資源を活用するための支援

（各種制度、施設等、住宅、生活情報の紹介や利用支援等）

(3) 社会生活力を高めるための支援

（社会生活力を高めるためのプログラム実施等）

(4) 権利擁護のための必要な支援

（権利擁護に関する相談支援、成年後見制度の利用支援等）

- (5) 専門機関の紹介
(障害者のニーズに応じた専門機関の紹介)
- (6) I C F (国際生活機能分類) に基づいたケアマネジメント
(I C F に着目したケアマネジメントの実施)
- (7) 市及び関係機関との円滑な連携
(市、他受託事業者、関係機関との連携を意識した事業展開)
- (8) 居住サポート事業
(障害者等の居住先の確保及び居住の安定に係る支援の実施)
- (9) 総合的・専門的な相談の実施
(課題が多岐にわたる事例に係る相談支援の実施)
- (10) 地域の相談支援事業者への専門的な指導・助言、人材育成
(地域の相談支援専門員の質の向上のための取組み)
- (11) その他、目的達成のために必要な事業

3 業務管理

- (1) 本業務委託の受託者（以下、「受託者」という。）は、事業に従事する者のうち1名を業務管理者として定めるとともに、対象者に関する基礎的事項、支援計画の内容及び実施状況並びに今後の課題等を記載した台帳を整備し、管理しなければならない。
- (2) 受託者は、事業の推進にあたり、関係機関と密接な連携を図り、事業の円滑な運営に努めなければならない。
- (3) 受託者は、相談支援を行うため、相談支援専門員有資格者を常勤で配置しなければならない。ただし、市との協議の上、必要と認められた場合については、委託事業の実施に支障のない範囲で指定相談支援事業所関係業務に従事することができる。
- (4) 受託者は、川越市障害者等相談支援事業実施要綱第4条に規定する、市が設置した相談支援センターでの相談支援を行うため、他受託事

業者との協議の上、1日当たり3名の相談支援専門員が市の設置した相談支援センターに派遣されるように調整しなければならない。

- (5) 受託者は、市に対し、配置した相談支援専門員の資格、経歴、兼務する業務の内容等について報告しなければならない。なお、やむを得ず報告内容を変更する場合には、事前に市と協議の上、承認を得なければならない。
- (6) 受託者は、相談支援専門員が相談支援業務に専念できるよう勤務体制、職務環境、訪問手段等を整えなければならない。
- (7) 受託者は、相談支援技術の向上を図るため、相談支援専門員に必要な研修を実施しなければならない。

4 報告及び調査

受託者は、事業を適正かつ積極的に運営するとともに、相談内容、処理状況等について、年1回以上市長へ報告するとともに、市長が定期的に行う事業の実施状況の調査に協力しなければならない。